

## 中央市の現状

### 1 本市を取り巻く環境の変化

平成 18 年 2 月 20 日に合併し、中央市が誕生してから 7 年が経過しましたが、本市を取り巻く環境は様々な変化をしてきています。

本市の人口は、平成 17 年まで一貫して増加を続けていきましたが、平成 22 年の国勢調査では 31,322 人と減少に転じ、平成 17 年と比較すると 1%程度(328 人)の減少となっています。

また、65 歳以上の「高齢者人口」の割合は 18.2%で、県平均の 24.6%に比べて低く、若い世代が多い地域となっています。

しかし、低い傾向にはあるものの、「高齢者人口」の割合は年々増加しており、少子高齢化が進展しています。

財政状況において歳入面では、合併支援措置である普通交付税の算定替が平成 28 年度以降に 5 年間で段階的に縮減され、最終的には約 10 億円程度の削減となります。また、世界的な金融危機の拡大による景気低迷と雇用情勢の悪化などにより、今後の市税収入は大幅な増収が見込まれないものと推測されます。

歳出面においても、義務的経費である扶助費や公債費など今後も大幅に削減することは見込めず、本市の財政収支見通しは年々厳しくなっていくことが推測されます。

また、地域主権改革の進展により、「地域のことは、地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくること」を目指した地域主権改革が進められています。今後も地方公共団体への義務付け、枠付けの見直しや権限移譲、地方税財源の充実確保の検討が行われるなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、今後地方自治体の業務はますます拡大していくものと予測され、より一層効率的で体力のある地方自治体が求められています。

限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、住民と行政が共に役割と責任を分かち合いながら「協働」によるまちづくりを進め、財政のさらなる健全化を推進していくことが求められています。

### 2 これまでの取り組みと成果

本市では、行財政改革の指針として、63 項目の実施計画からなる「第 1 次中央市行財政改革大綱・実施計画（実施期間：平成 20 年度～平成 24 年度）」を平成 20 年 12 月に策定し、計画的に取り組むを行ってきました。また、行

財政改革の取り組み状況など毎年度の検証にあたっては、外部組織である「中央市行政改革推進委員会」に協議報告するとともに、提言・意見をいただきながら市民の意見を十分に反映することに努め、取り組み状況についてホームページなどで公表を行いました。

具体的な取り組みとして、市役所改革では、簡素かつ効率的な組織体制を構築するため、危機管理室の新設及び収納課と税務課の統合等の組織機構の見直しを実施しました。また、職員提案制度については、より活用しやすい制度の構築に向け、正規職員に対するアンケートを実施し、その結果により可能な限り制度の見直しを実施しました。

財政改革では、新規職員採用の抑制や事務事業の見直しなどによる計画的な職員数の管理により、平成 19 年度の職員数 257 人に対して平成 24 年度は 8 人減の 249 人となり、職員数の抑制を行いました。また、市が支出する補助金等について統一した基準を明記した「中央市補助金等の見直しに関する指針」を策定し、補助金等の整理合理化を実施しました。

行政サービス改革では、職員の仕事に対する意識改革や効率的な施策の推進を図るため、行政評価制度(事務事業評価)を平成 23 年度から本格導入し、年間で 100 件弱の事務事業について評価及び検証を実施しました。また、市民の意見を広く取り入れ、市民と行政が協働した市政の推進を図るために、市が所管する各委員会等において、可能な範囲内で公募委員を積極的に登用しました。

以上の取り組みを含め、これまで 63 項目の実施項目について、計画を達成できるよう進めてきましたが、平成 23 年度終了時点での進捗状況を見ると、全体の 11.1%にあたる 7 項目の実施計画において計画を下回っている状況であります。

計画を下回った主なものは、世界的な金融危機の拡大による長期的な景気低迷の影響で市税等の収納率が目標数値に届かなかったことや、市が所管する各委員会等において、積極的な女性の登用を目指しましたが、改選時期の問題や、女性の登用率が高かった委員会が解散したことにより、目標数値に届かなかったことが挙げられます。

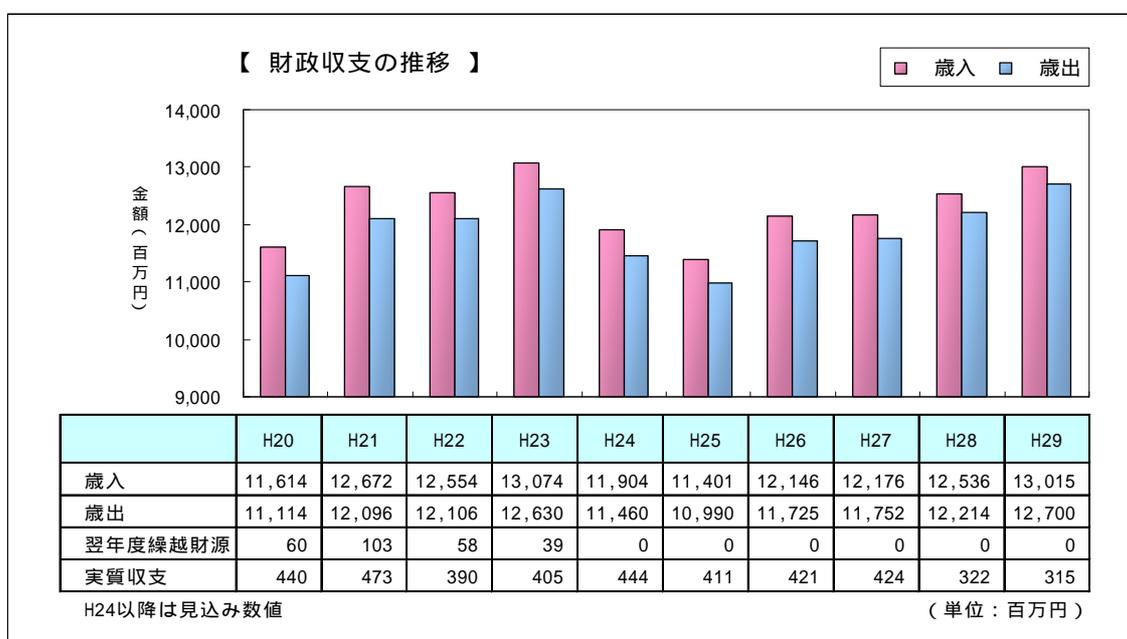
これら未達成の項目については、第 2 次の実施計画において目標達成に向けて重点的に取り組んでいくこととします。

### 3 本市の財政状況

長期的な景気の低迷等により大幅な増収が見込まれず、各種交付金の減少が続く一方で、急速な少子高齢化の進展などにより社会福祉に対する支出が増加しており、また、庁舎増築や老朽化した施設の修繕事業及びリニアルート確定に伴う周辺整備事業等の大型事業が考えられる中、より一層の効率的で体力のある地方自治体となることが求められるようになってきています。

これらのことを背景に、引続き行財政改革を進めていかなければ、大幅な財源不足が生じ、近い将来には非常に厳しい財政状況となります。

そのためにも、さらなる効率的かつ効果的な行財政改革の推進が必要となります。



【参考】 平成34年度までの見込み

	H30	H31	H32	H33	H34
歳入	11,661	11,239	11,175	11,211	11,078
歳出	11,331	10,880	10,814	10,918	10,863
翌年度繰越財源	0	0	0	0	0
実質収支	330	359	361	293	215

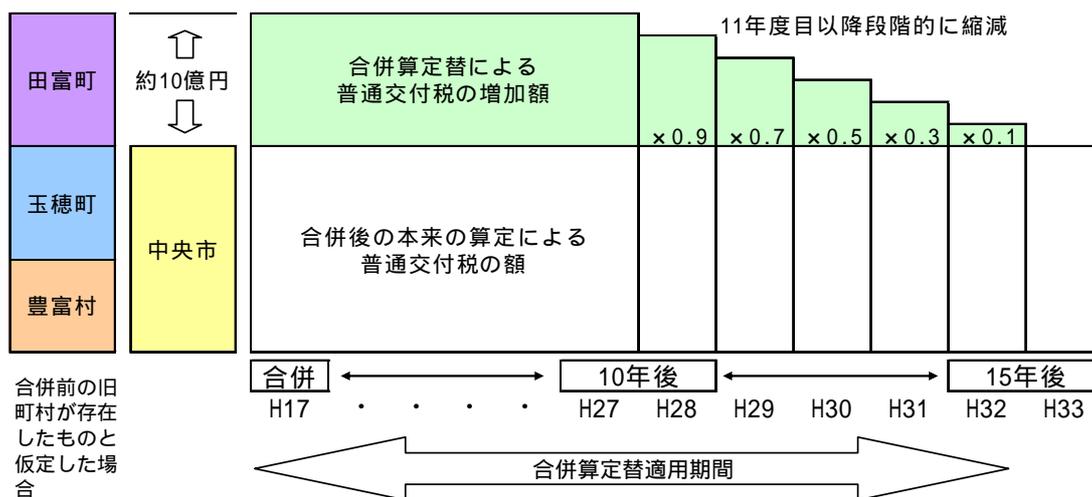
(単位：百万円)

本市は、現在、新市建設計画を基本とした長期総合計画に基づいて事業を推進しており、その主たる財源として合併による交付税の財政措置分と合併特例債を充当しています。

合併による交付税の財政措置とは、本来複数市町村が合併するとスケールメリット（規模の大きさによる利点）により経費節減が可能になるために、交付税は減少することとなりますが、合併後のまちづくりを円滑に推進する

上で臨時的に通常事業を上回って相当量の事業実施が必要となることなどから、改正前の「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併年度とそれに続く10か年度は合併関係市町村がそのまま存続したものとして算定される交付税額の合計額を保障し、その後の5か年度について保障額を段階的に縮減していく特例をいいます。

合併による地方交付税算定替（イメージ図）



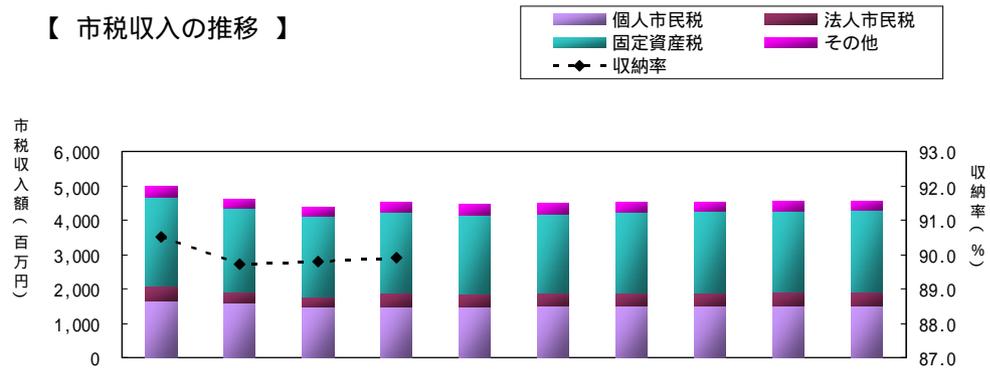
また、合併特例債は、新市建設計画に基づいて行う事業のうち特に必要と認められるものに要する事業費の95%に充てることができ、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。当初、合併年度とこれに続く10か年度に発行できるものでしたが、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情により、期間が15か年度に延長されました。本市の建設事業に係る合併特例債の発行可能額は、123億1千万円（事業費ベースで129億6千万円）であり、平成23年度末現在で29.4%の執行となっています。

今後、歳入については、景気の動向にもよりますが市税の大幅な増収が見込めないため、交付税の財政措置の段階的縮減が始まる平成28年度までに可能な限り基金を積立て、歳入における交付税の縮減分を基金の取崩しによって小さく抑えていく予定です。

歳出においては、一般財源の支出を抑えるため交付税の財政措置や合併特例債の発行が可能のうち、庁舎統合事業や学校等老朽化施設の改修等合併後の懸案大型事業を計画的に進めていく予定です。

このため、第2次行財政改革大綱の期間中は、同程度の財政規模で推移していきますが、交付税の財政措置と合併特例債発行期限の終了する平成32年度に向けて、さらなる経常経費の削減と継続事業の見直しを行って財政規模の縮小に備えておく必要があります。

【 市税収入の推移 】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市税	4,976	4,593	4,384	4,535	4,444	4,501	4,533	4,534	4,562	4,575
個人市民税	1,660	1,598	1,453	1,473	1,477	1,510	1,515	1,519	1,524	1,528
法人市民税	403	320	314	429	358	365	373	380	388	396
固定資産税	2,629	2,404	2,336	2,321	2,304	2,327	2,353	2,349	2,371	2,378
その他	284	271	281	312	305	299	292	286	279	273
収納率	90.5	89.7	89.8	89.9						

H24以降は見込み数値

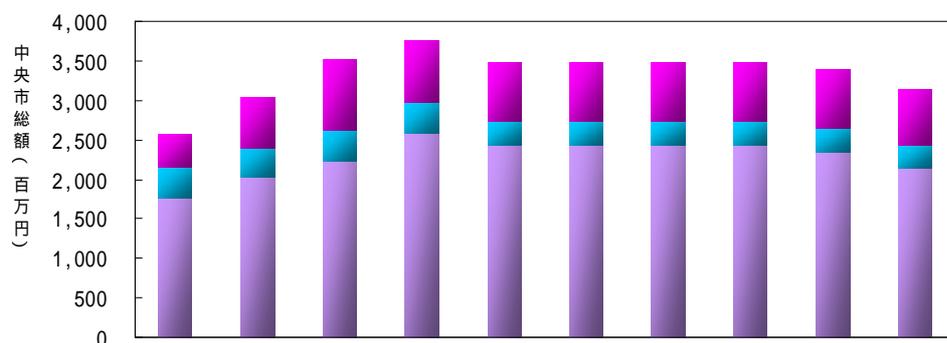
（単位：百万円・%）

本市の市税が歳入全体に占める割合は、平成 20 年度に 42.9%であったものが、平成 23 年度は、34.5%に減少しており、市税のみの歳入額で比較しても平成 20 年度と平成 23 年度では、4 億 4,100 万円の減少となっています。

世界的な金融危機の中、法人税の落ち込みは、深刻なものでありますが、市税全体では、平成 24 年度以降おおむね横ばいで推移するものと見込まれます。

収納率は、平成 17 年度の合併時の 91.6%から徐々に低下し、平成 21 年度には 90%を割り込んで平成 23 年度 89.9%と横ばい状態が続いており、収納率の向上に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。

【 地方交付税の推移 】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中央市総額	2,574	3,036	3,518	3,756	3,478	3,478	3,478	3,478	3,378	3,142
地方交付税	2,166	2,402	2,618	2,976	2,742	2,742	2,742	2,742	2,642	2,442
普通交付税	1,765	2,030	2,227	2,578	2,442	2,442	2,442	2,442	2,342	2,142
特別交付税	401	372	391	398	300	300	300	300	300	300
臨時財政対策債	408	634	900	780	736	736	736	736	736	700

H24以降は見込み数値

(単位：百万円)

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額に応じて配分されますが、合併が行われた場合、スケールメリットによって様々な経費の節減が可能となるため、一般的には基準財政需要額が減少し、それに従って交付税額も減少します。

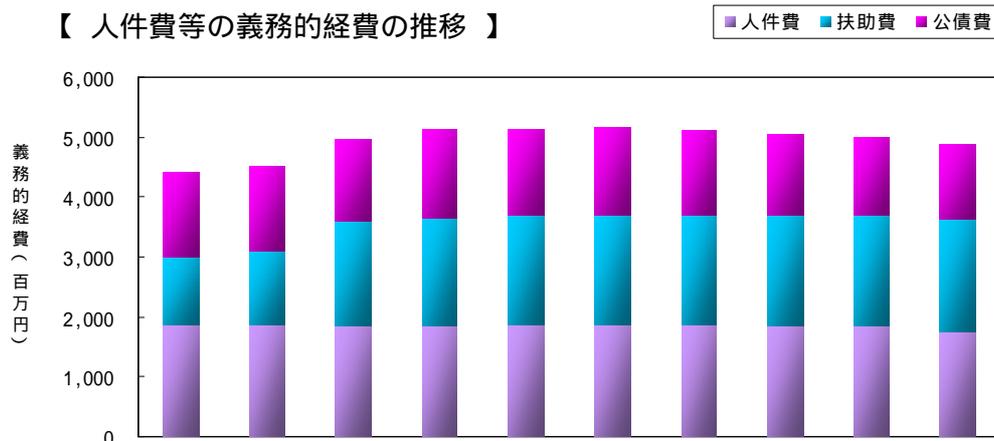
前述のとおり、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、改正前の「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併が行われた年度とこれに続く10か年度は、合併関係市町村がそのまま存続したものととして算定される交付税額の合計額を保障し、その後5か年度については、保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により交付税上の不利益を被ることのないような特例（合併算定替）が設けられています。

平成18年2月20日に合併した本市は、上記の適用を受け、平成27年度までは、旧3町村が存続したものととして算定される交付税を受け、その後5か年度で段階的に縮減されていき、平成33年度からは、本来、市として算定した普通交付税となります。

5か年度の激減緩和措置があるとはいえ、現在の財政規模を続けていけば、財政悪化を招き、今後必要な事業はもとより、現在行われている市独自の事業も行うことができなくなります。

そのために、今のうちから経費節減を図り、基金等の積み立てを行うことで、財政経営の健全化に資する取り組みを実施することが必要となります。

【 人件費等の義務的経費の推移 】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
義務的経費	4,405	4,514	4,978	5,127	5,130	5,152	5,115	5,033	5,004	4,883
人件費	1,863	1,867	1,856	1,855	1,880	1,873	1,867	1,857	1,847	1,761
扶助費	1,126	1,226	1,733	1,805	1,814	1,824	1,833	1,842	1,851	1,860
公債費	1,416	1,421	1,389	1,467	1,436	1,455	1,415	1,334	1,306	1,262

H24以降は見込み数値

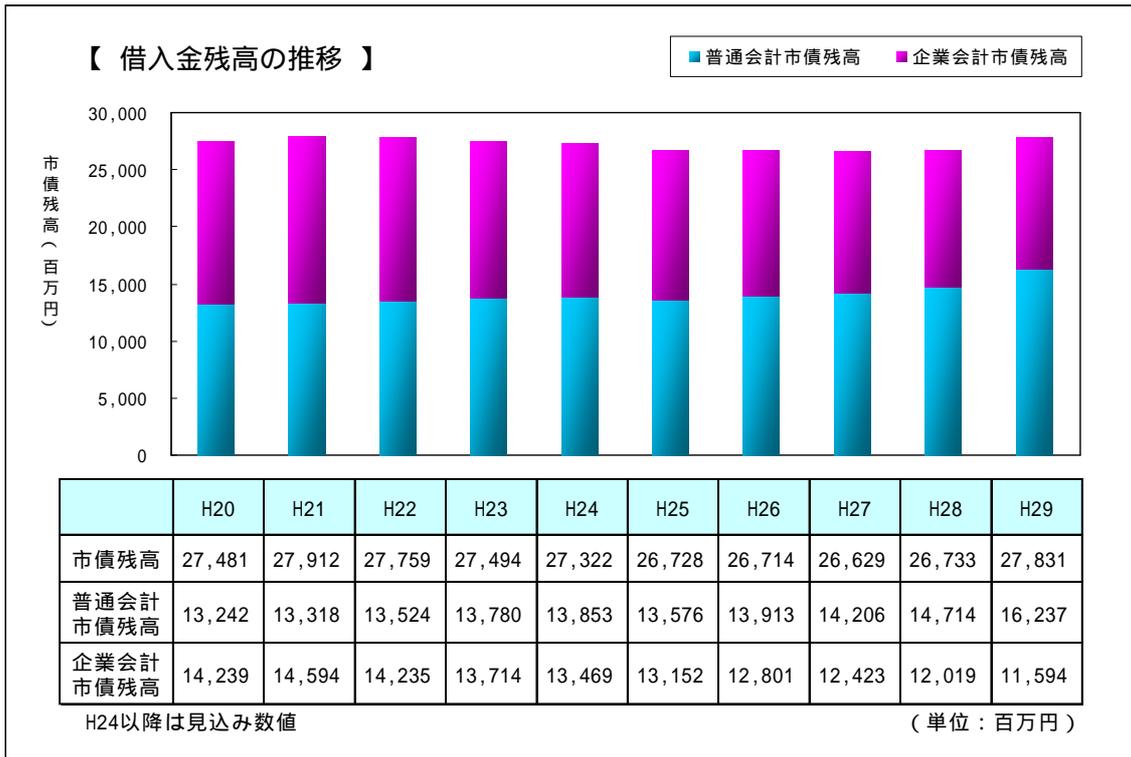
(単位：百万円)

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費で、人件費・扶助費・公債費の3つの費目をいいます。また、歳出総額に占める義務的経費の割合が高くなれば、政策的な経費に充てる財源がなくなるため、財政が硬直化し弾力性を失うこととなります。

本市の場合は、平成20年度と平成23年度との比較では、人件費は、1.00倍のほぼ同額で、扶助費は1.60倍、公債費は1.04倍に増加していますが、その中でも扶助費は、平成24年度以降も増加していくものと見込まれます。

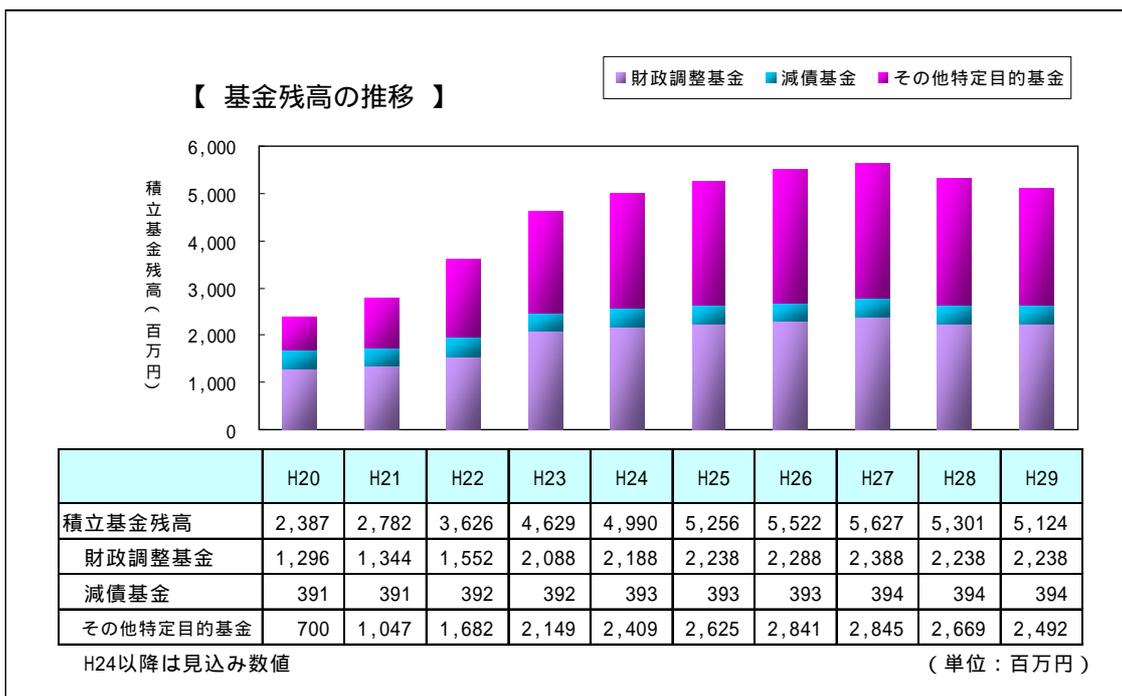
また、歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成20年度には39.7%であったものが、平成23年度には40.6%と上昇しています。

財政状況が厳しい中、義務的経費である人件費の削減は引き続き不可欠であり、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に、事務事業の見直しを行う必要があります。



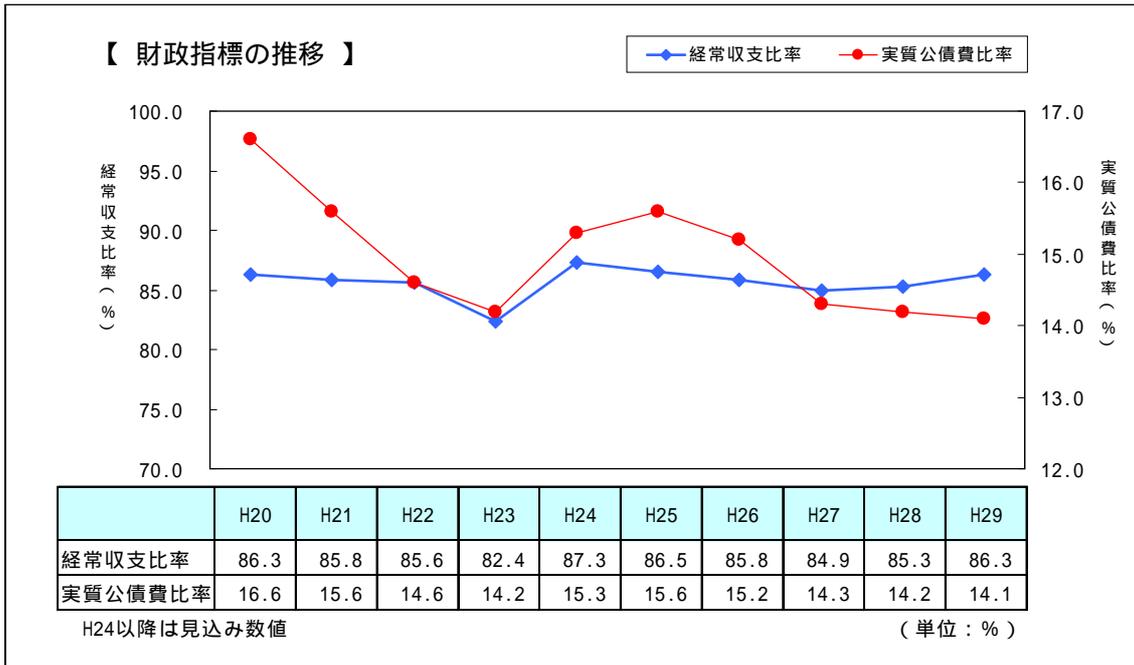
地方債(市債)とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を越えて行なわれるものをいいます。地方債を活用することにより、「財政負担の年度調整」や「世代間の負担の平準化」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、多くを地方債に依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本市の市債残高は、普通会計・企業会計をあわせると平成 23 年度末で総額 274 億 9,400 万円にのぼり、平成 20 年度末の 274 億 8,100 万円を若干上回りましたが、今後も引き続き借入金の返済状況を勘案し、事業の選択を行い、将来計画を見据えた借入とする必要があります。



基金(市の貯金)には、財源を調整するための基金として財政調整基金、市債調整基金として減債基金、特定の目的のために元本を取り崩す特定目的基金があります。

本市の積み立て基金残高は、平成 23 年度末で総額 46 億 2,900 万円となっており、平成 20 年度末と比較すると 1.94 倍の増加となっています。しかし、これは合併特例債を利用した「まちづくり振興基金」への積み立てが主となっており、自主財源を元として行っているものではないため、今後も厳しい財政運営が続くと推測される中で、国、県の財政施策や地方交付税の動向に十分留意しながら、弾力性のある財政運営が必要とされています。



経常収支比率とは、税などの一般財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを見ることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

都市にあっては 70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

本市の場合は、扶助費や公債費が伸びましたが、人件費や一部事務組合への補助費を抑えたため、平成 20 年度と平成 23 年度との比較では、3.9 ポイント下降し 82.4%になっています。しかし、依然財政構造の弾力性が失われつつある状況であり、今後も、経常経費のさらなる削減と、特に市税を確保する努力を続けていく必要があります。

また、実質公債費比率とは、公債費(借金の返済)による財政負担の度合いを判断するための指標の 1 つで、平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい指標です。

この指標は、従来の起債制限比率の範囲等を見直し、企業会計(水道・下水道等)、一部事務組合の借金の返済に充てるために支出した費用も含まれるので、より実質的な公債費による財政負担の度合いを判断することができます。

なお、本市の実質公債費比率の平成 20 年度と平成 23 年度との比較では、2.4 ポイント抑制され、14.2%となっております。この比率が 18%以上になると地方債の発行に際して県の許可が必要となります。さらに、25%以上になると地域活性化事業等の一般単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体

は、これらに加えて一部の公共事業等についても制限されることとなります。このことから将来の財政硬直化を避けるためには、今後とも市債発行を十分に検討し抑制する必要があります。

## 【用語解説】

### 地方交付税

財源の地域的な不均衡を是正し、全ての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるように、必要な財源を確保することを目的として国が地方公共団体に対して交付する税です。一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税があります。

### 普通交付税

合理的な基準に基づいて、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付されるものです。

### 特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定に当たり反映することができなかった各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

### 基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額です。（標準的な行政サービスを行うために必要な経費）

### 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法の規定により算定した額です。（標準的な状態で徴収が見込まれる税収入）

### 臨時財政対策債

本来、地方交付税として配分すべきところを交付税が不足した場合に個々の地方公共団体が地方債という形で立て替えておき、期間を明確にして全額を後年度、地方交付税で補てんする制度です。地方に新たな負担を生じさせるものではなく、地方交付税の振替措置であることから、実質地方交付税といえます。

### まちづくり振興基金

合併特例債を充てることが認められている市民の連携強化及び地域振興を図るための基金です。

## 行財政改革の必要性と行財政改革大綱策定の目的

### 1 行財政改革の必要性

本市では、行財政改革の指針として、63項目の実施計画からなる「第1次中央市行財政改革大綱・実施計画」を策定し、計画的に取り組みを行ってきたことにより、ある程度の成果を得ることができました。

しかしながら、この間、行政に求められる役割や本市を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな行政需要に対応したさらなる行財政改革の取り組みが求められています。

このため、これまで以上に厳しい姿勢で、歳出全般にわたる経費の節減を実施するとともに、時代にあった事業の選択をして行かなくてはなりません。

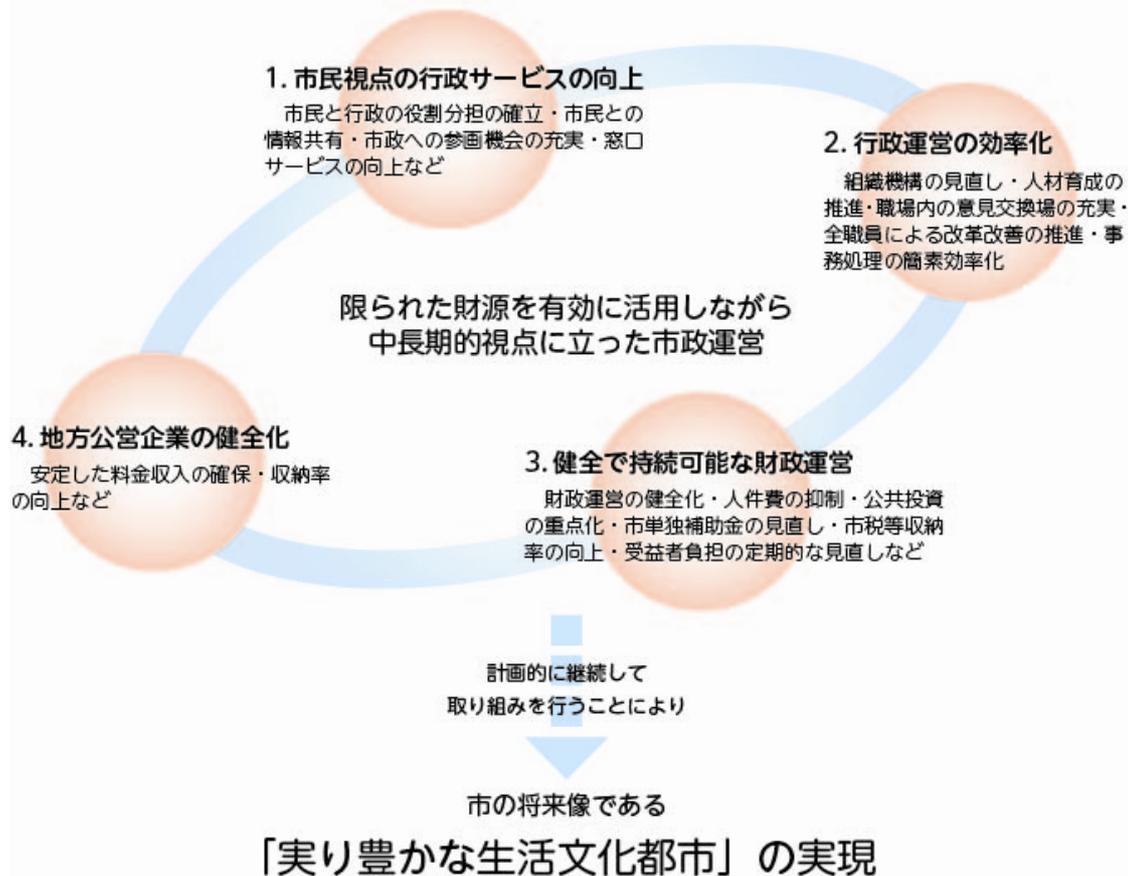
また、歳出の削減には限りがあるため、市税を含めた歳入の確保に積極的に力を入れるなど、限られた財源を有効に活用しながら中長期的視点に立った市政運営が必要とされています。

### 2 行財政改革大綱策定の目的

行財政改革大綱は、「第1次中央市長期総合計画」において掲げた、市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を実現するために策定し、中央市職員全体の意識改革のための基本指針とします。

## 行財政改革基本方針

### 第2次中央市行財政改革大綱 4つの基本方針



#### 1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】

市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、新しい行政経営の考え方をもとに、成果重視による運営や目標管理手法などの民間経営手法を積極的に取り入れ、前例にとらわれない戦略的な行政経営を推進し、質の高い行政サービスを目指します。

#### 2 行政運営の効率化【市役所改革】

最少の経費で最大の成果を挙げるためには、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ迅速に対応して行く必要があります。

そのためには、行政の果たすべき役割を常に考え、全ての事務事業について「緊急性」「重要性」「効率性」を検討し、絶えず見直しを行い、行政運営の効率化を目指します。

### 3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】

本市が将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うためには、自主財源の確保と歳出の抜本的な見直しを行い、安定した財政基盤を確立することが重要となっています。

そのためには、市税等の収納率の向上や受益者負担の見直しなど、収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保についても検討していく必要があります。

また、事業の実施にあたっては、費用対効果を十分に踏まえて行うとともに、常に経費の節減に取り組むなど、歳出の抑制を行い安定した財政基盤の確立を目指します。

### 4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】

限られた財源を有効に活用するため、事務事業などの見直しを行い、建設コスト等の削減に取り組む必要があります。

また、独立採算制の原則の中で、収入財源の確保や使用料金などの見直しを行い経営の健全化を目指します。

## 行財政改革に対する具体的な取り組み

### 1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】

#### (1) 市民と行政の役割分担の確立

多様化する行政需要と厳しい財政状況が並存する現状においては、行政側だけがサービスの提供者となることには限界があります。これからも市民と行政が共通の目的のもと、それぞれの役割、責任を分担し、地域課題や市民ニーズに対応できるよう、協働のまちづくりを進めていきます。

また、協働のまちづくりを進めるにあたり、市民と行政との協働に対する考え方を明らかにするとともに、そのうえで地域での様々なコミュニティ活動を支援していきます。

#### (2) 市民との情報共有

市政への関心と市民参加を促すためにも、市民と行政が直接対話することのできる意見交換場の充実やホームページなどによる情報発信を行い、積極的に行政情報を公開し市民との情報の共有化を進めていきます。

#### (3) 市政への参画機会の充実

市政に対する市民参画を推進するため、市の政策などを策定する過程においては、市民の意見を伺う機会を充実させます。

その手段としては、市政への参画と公平性及び透明性を確立するためにも市民からの意見提出制度であるパブリックコメントを積極的に実施します。

また、審議会・委員会などへの公募委員の登用や女性委員の登用をさらに充実させます。

#### (4) 窓口サービスの向上

市民の誰にでも分かりやすく利用しやすい窓口業務を目指して、市民の意見を定期的に調査分析し、窓口サービスにおける対面サービスの質的向上に努めていきます。

また、窓口業務の時間延長について検討し、市民が窓口を利用しやすい環境を整えていきます。

#### ( 5 ) 電子自治体の推進

市民生活における利便性の向上や業務の効率化を目指して、費用対効果に考慮しながら、市民からの申請手続や行政サービスにおける業務内容について、電子化を進めていきます。

#### ( 6 ) 公共施設の運営

公共施設の管理運営方法を検証し、市民の誰にでも利用しやすい公共施設となるよう公共施設を運営していきます。

また、汚泥処理施設である田富よし原処理センターは、市で特別会計を設け、企業から負担金を徴収しながら運営していますが、地域インフラの安全性の確保、下水道施設の安定した維持管理の両面からも、市への移管を目指して見直しを進めていきます。

#### ( 7 ) 事務事業の改革

厳しい財政状況の中で、効率的・効果的に事業等を進めていくために現在、行政評価制度（事務事業評価）の運用により、職員の意識改革やより質の高い行政サービスを目指し事務事業の見直しを実施していますが、現行の行政主体での評価方法のみにとらわれず、新たな視点で評価ができる外部評価方法の導入を進めていきます。

### 2 行政運営の効率化【市役所改革】

#### ( 1 ) 組織機構の見直し

これまでの合併協定項目や長期総合計画で示されてきた庁舎のあり方については、「中央市庁舎に関する市民検討委員会」から、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制を構築すべきである」との答申があり、本庁舎の位置や増改築に向けた時期を明確にして分庁舎方式の見直しを進めていきます。

また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように機構改革を実施してきましたが、これまで以上に意思決定の迅速化を図るため、組織のフラット化、部制の廃止、リーダー制のあり方について見直しを進めていきます。

#### ( 2 ) 人材育成の推進

「中央市人材育成基本方針」に基づき、計画的に職員を研修会などに

参加させるとともに、人材育成基本方針の見直しを行い人材育成に努めていきます。

また、人事評価制度については、これまで監督職員以上を対象として実施してきましたが、今後は、全職員を対象とした評価ができるように制度内容の見直しを行い、人材育成とともに公平公正な評価が行えるよう人事評価制度を構築していきます。

### (3) 職場内の意見交換場の充実

庁内での連携や組織目標の実現に向けて、職員相互が協力できる体制づくりを目指し、個々の職員の意見を汲み取ることの出来る風通しの良い職場環境づくりに努めていきます。

また、市長と職員が気軽に意見交換ができるコミュニケーションの場を充実させていきます。

### (4) 全職員による改革改善の推進

職員の積極的な勤労意欲の高揚と事務能率及び行政サービスの向上を目指して職員提案制度を取り入れています。現在、職員からの提案数が少ない状況のため、職員が提案しやすい制度になるよう見直しを行い提案制度の活性化に努めていきます。

また、行財政改革の全般にわたる取り組みについて、全職員へ改善事例などを周知し組織全体での取り組みを進めていきます。

### (5) 事務処理の簡素効率化

これまで事務処理の簡素効率化を進めてきているところでありますが、現在行っている事務処理方法にとらわれず、常に行政事務の見直しや行政内部での情報を共有し、さらなる事務処理の簡素効率化に努めていきます。

## 3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】

### (1) 財政運営の健全化

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市全体としての財政の健全化は勿論のこと、市民に分かりやすい財政状況の公表を引き続き行っていきます。

また、財政の健全な運営に資するために年度間の財政の不均衡を調整

する財政調整基金の安定確保に努めていきます。

さらに、行政運営に係る経費の節減を継続的に行い、限られた財源や資源を最大限に活用していきます。

## (2) 人件費の抑制

人件費総額を抑制していくためには、特別職の報酬の見直しを継続して実施するとともに、職員数については「定員適正化計画」に基づいた定員管理のもと職員数の抑制を継続して進めていきます。

また、職員の健康維持や公務能率の一層の向上を目指し、時間外勤務時間の縮減対策を講じ人件費の抑制に取り組んでいきます。

臨時職員や嘱託職員の任用については、関係法令を踏まえて要綱等の整備見直しを行い、年度ごとの適正な職員数について、正規職員数や配置を見直す中で計画的に削減していきます。

## (3) 公共投資の重点化

公共投資の必要性や効率性など、庁内関係部署での協議調整を行い公共投資の重点化を進めていきます。

また、「中央市公共工事コスト縮減行動計画」に基づき、統一した基準により建設コスト削減に取り組んでいきます。

入札制度については、現在の入札・契約制度を継続的に見直し、公平で透明性の高い入札・契約制度を構築していきます。

## (4) 市単独補助金の見直し

「中央市補助金等の見直しに関する指針」に基づき、継続して補助金等の見直しを進めていますが、行政内部だけの見直しでなく新たな視点で見直しができる外部審査を導入していきます。

## (5) 市税等収納率の向上

納税者の公平性や公正性を確保するためにも市税や国保税、各種料などにおける収納率の向上を目指し、年度ごとの目標数値（現年・過年）を達成できるように、収納対策を強化していきます。

## (6) 受益者負担の定期的な見直し

各公共施設の使用料については、公平な受益者負担の視点から見直し

を行い、平成 24 年度に条例を改正して運用をしていますが、定期的な見直しを行い、必要に応じて使用料を改定していきます。

また、保育料や学校給食費についても、社会経済情勢を勘案し継続して見直しを行っていきます。

#### ( 7 ) 広告収入等の確保

自主財源の確保策として、ホームページや封筒等に有料広告を掲載して、新たな財源の確保をしていますが、さらなる財源の確保を目指して積極的に広告募集を行っていきます。

#### ( 8 ) 市有財産の有効活用

「中央市公共施設見直し指針」に基づき、類似施設の統合や用途廃止など今後の施設の方向性について協議検討を行っていますが、すでに用途廃止の方向性が示された施設については、民間への売却も含め有効活用をしていきます。

また、売却用として整備された土地や企業誘致用として整備された土地については、あらゆる手段を用いて、早期の完売に向けて取り組みを行っていきます。

### 4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】

#### ( 1 ) 安定した料金収入の確保

上下水道事業における施設などに対する維持管理費が増大していく中、さらなる地方公営企業の経営の効率化・健全化を目指し、事業の進捗状況を総合的に踏まえ定期的な使用料金の見直しを行い、必要に応じて改定していきます。

また、下水道施設を整備した地域においては、利用可能な対象者が実際に接続使用を開始しなければ下水道整備の本来の目的が達成できないことから、水洗化率の向上に向けて、さまざま取り組みを行い財源の確保に努めていきます。

#### ( 2 ) 収納率の向上

上下水道事業における使用料金は事業収入の根幹をなすものであり、その収入を確保するためにも収納率の向上を目指し、年度ごとの目標数値（現年・過年）が達成できるように、収納対策を強化していきます。

## 行財政改革の推進

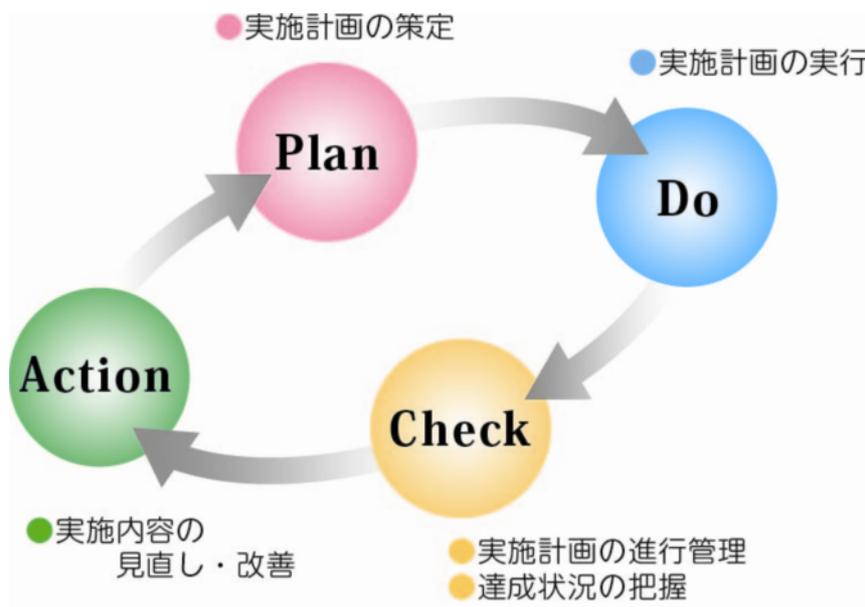
### 1 計画期間

本大綱の計画期間は、本市の最上位計画である「第1次中央市長期総合計画の後期基本計画」と歩調を合わせ、平成25年度～平成29年度までの5年間とします。

### 2 推進体制

年度ごとにおける行財政改革の推進及び検証にあたっては、PDCAサイクルにより進行管理を庁内組織で行い、進捗状況などについては、外部組織である行政改革推進委員会に報告するとともに、意見・提言をいただきながら推進していくこととします。

また、年度ごとの検証にあたり計画内容に修正が必要とされる場合は、随時修正を加えていくこととします。



PDCAサイクルとは、次の各工程の頭文字をとったものです。

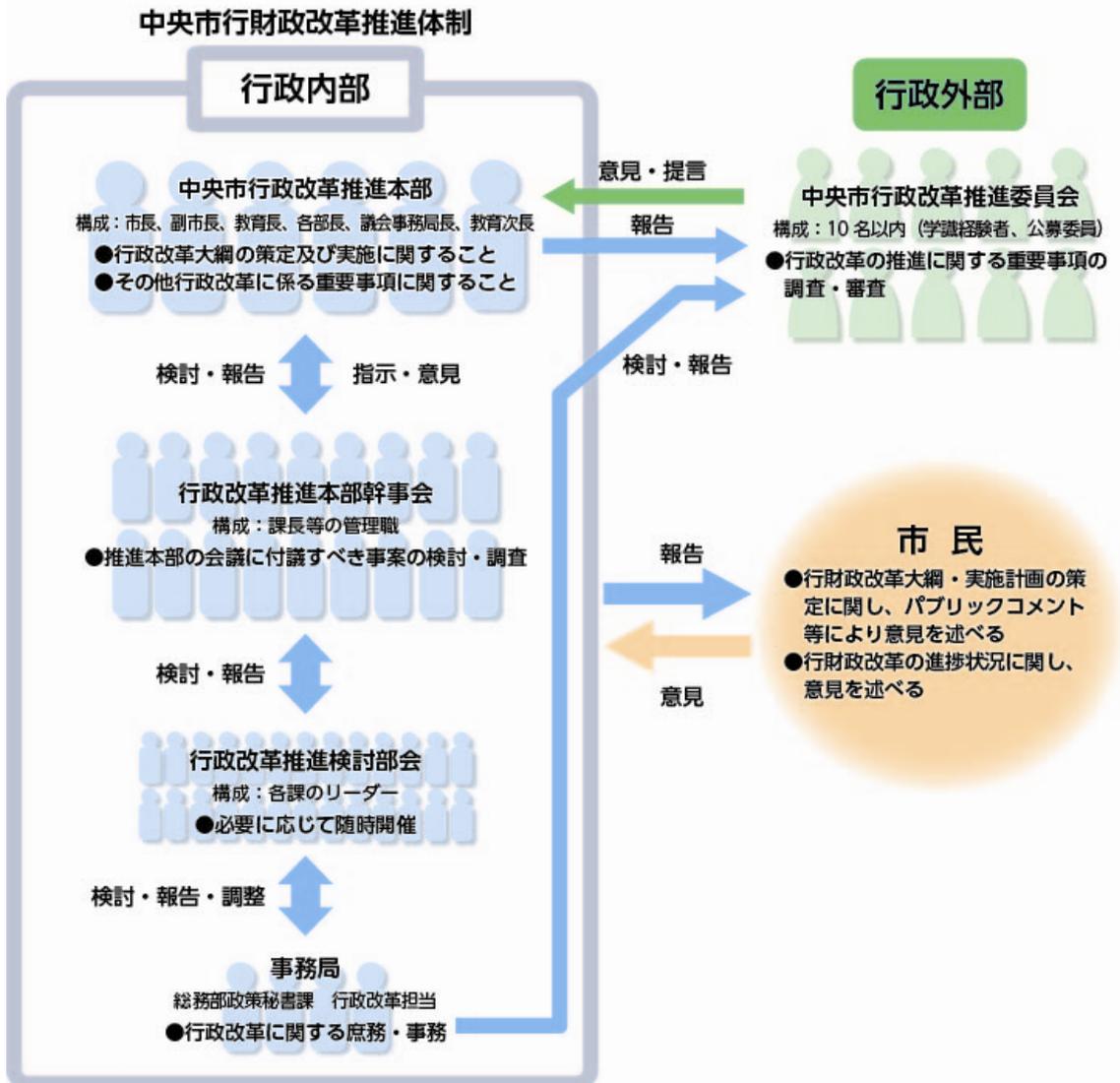
P (Plan) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして実施計画の策定

D (Do) : 実施計画に沿って実行

C (Check) : 実行内容の検証・評価

A (Action) : 検証・評価したことに基づき見直し・改善

# 行財政改革の推進体制



## 3 進捗状況の公表

年度ごとにおける行財政改革の進捗状況については、広報紙やホームページ等を通じて継続的に公表していきます。